

「令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業」 企画提案仕様書

1 業務の名称

「令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業」委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「令和7年度千葉県認知症専門職における多職種協働研修事業」委託の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 事業の目的

認知症の人と家族への支援の質向上のためには、認知症の人のケアに携わる医療・介護・福祉等の専門職同士の円滑な連携が不可欠であり、その第一歩として、多職種が顔を合わせ、お互いの役割や活動内容等を理解し、課題を共有できるような機会を設けることが必要となる。また、初期から終末期まで継続的で一貫した支援を行うためには、多様な機関・職種が関わり、多様な地域資源を活用する必要があることについて各々が理解する必要がある。

本事業においては、認知症の人と家族の支援に携わる専門職に対し、多職種協働の『意義の理解』及び『必要な技術』の習得を図るとともに、連携構築のための『場』と『機会』を提供し、多職種が連携を取り協働しやすい環境づくりを進めることを目的とする。

4 委託業務の内容

- (1) 認知症専門職における多職種協働研修の企画（関係者・関係機関への周知を含む）及び実施（研修案内の作成、周知、申込受付を含む）

各専門職を集めて認知症の基礎知識について学習するとともに、多職種の業務について理解を深め、連携及び協働を促進するような研修会を開催すること。

ア 開催回数

2回（1回：5～6時間程度）

イ 対象団体

医師、歯科医師、薬剤師、看護職、介護職、リハビリ職（OT、PT、ST）、主任ケアマネ、社会福祉士等

ウ 対象者数

各回 80～100名程度

- (2) 認知症専門職における多職種協働研修参加者の名簿の作成、報告

5 研修プログラム

- (1) 認知症の現状と行政の取り組みや認知症に関する医学的知識等について
- (2) 多職種協働の必要性と具体的な方法について
- (3) グループワーク

他の職種の特徴や専門性、活動内容等を知り、自分の職種が担っている役割を理解し、多職種間で連携・協働する際に役立てる。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、個人情報取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、必要に応じて協議して決定するものとし、細部については、県の指示に従うこと。

別 記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

- 2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
 - (1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせてはならないこと
 - (2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報の取扱い

(収集の制限)

- 1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

- 3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

- 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をおこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

- 6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報お記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報お記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

（調査、指示等）

- 1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

- 2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損

害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき